

# 朝鮮における神社参拝問題と日米関係——植民地支配と「内部の敵」

駒込 武

はじめに

戦争は、「外部の敵」との武力による戦闘行為として存在するだけではない。「アカ」「耶蘇」「不逞鮮人<sup>ヤンセン</sup>」といった言葉で「内部の敵」を浮かび上がらせ、排撃し撲滅しようとする行為を不可欠な形でともなう。あらゆる政治的な思考に共通する特徴、すなわち、「敵」と「味方」を峻別する思考が、戦争状態では唯一の正統な思考法となり、そのことへの違和感を表明する者も「非国民」として排撃の対象とされた。暴力装置を独占する国家と、自らの良心や信条のほかに頼るべきものがない人びとの闘いは、圧倒的な力の不均衡の下で展開された。それは、単に「銃後」の問題だったわけではない。富山一郎が沖縄戦に即して指摘したように、戦場の規律が日常的な規律に浸透し、日常を構成する身体的実践が「日本人」としての戦場動員へと結びつく状況の中で、日常そのものが一種の「戦場」と化すことになる<sup>(1)</sup>。「富山一九九五、二二—四頁」。

同様の事態の予兆は、植民地期朝鮮のキリスト教系学校をめぐる神社参拝問題にも見出される。欧米の宣教会の経営するキリスト教系学校は、朝鮮人の教職員・生徒から構成されている点でも、外国人(主に米国人)宣教師

が関与している点でも、キリスト教主義を奉じている点でも、「内部の敵」の温床とみなされていた。だからこそ、規律化のための日常的で身体的な実践として、神社参拝が重視されることになる。本論で述べるとおり、神社参拝強要の推進力を形成したのは、朝鮮総督府というよりも軍であり、軍の意向のもとに活動する「市民」としての在郷軍人だった。ただし、軍や在郷軍人だけに責任を帰せばよいわけではない。「内部の敵」を見出し、排撃する運動は、多くの人びとがこれに付和雷同的に唱和し、時に傍観し、時に拍手喝采を送るという事態の中でこそ、破壊的な効果を発揮したからである。軍の意向に同調した総督府官僚や、不参拝を排撃する「世論」をより立てた神職はもとより、日本人キリスト教徒や米国人宣教師も、単なる「受難者」ではありえなかった。同じキリスト教徒とはいっても、国家による「保護」をあてにできた日本人や米国人と、武力を剥奪された状態で国家暴力の前に投げ出されていた朝鮮人のあいだには、大きな断層が存在したと考えられるからである。

朝鮮における神社参拝の実践は、学校だけでなく町内会などの組織を通じても行われ、二〇〇〇名あまりの投獄者と、五〇名あまりの獄死者を出したとされる「韓国基督教歴史研究所一九九五、三五八頁」。小稿の中でも特にキリスト教系学校の動向に着目するのは、社会生活の全面に神社参拝の実践が浸透していくプロセスにおいてクリティカルな局面を構成していたと考えるからである。なぜならば、そこには日米関係という国際要因が介在していたからである。これまでほとんど見過ごされてきたことだが、朝鮮における神社参拝問題をめぐる状況は、ソウル駐在領事を通じて、東京の駐日大使、さらにワシントンの國務省に報告されており、外交的介入の可能性が論議されることもあった。総督府の側でも、こうした事態を懸念していた。しかし、日本と米国は次第に緊張を強めながらも、こと朝鮮問題に関する限り、決定的な対立にいたることはなかった。この点で、日本と米国は、いわば「敵対的な共犯関係」を形成していたのではないか？ こうした日米関係のあり方が、戦後におけるいわゆる「神道指令」にも反映されているのではないか？ それが本稿を導く仮説である。こうした課題設定のため

に朝鮮史研究としては不十分なものとならざるをえないが、植民地支配史と外交史が交錯する地点に着目することにより、「植民地」とは何かという問題をいっそう明瞭に浮かび上がらせることを目指したい。<sup>(2)</sup>

資料としては、『京城日報』『大阪毎日(朝鮮版)』『東亜日報』などの新聞、神職関係者による雑誌類のほか、主に米国北長老派宣教会の文書と米國國務省の文書を用いる。<sup>(3)</sup>これらの英文資料で集合名詞として朝鮮人の動向に言及されることはあっても、固有名詞を伴う朝鮮人が登場することはきわめて少ない。それは、資料としての限界を示している。ただし、総督府の検閲を逃れるためには知人に託してニューヨークの宣教本部に送られた宣教師の書簡は、そもそも朝鮮人の意向を示す資料がきわめて限定された状況の中で相対的な重要性を持つ。

以下、まず「満洲事変」前後における日本内地と朝鮮の状況を概観した上で、一九三五年末以降に朝鮮のキリスト教系学校が直面した神社参拝問題について論じ、最後に戦後の「神道指令」との関係について仮説的な展望を示したい。

## 一 神社と学校のあいだ——満洲事変前後における神社参拝問題

一九二〇年代、政府は「思想国難」に対応するために神社を中心とした国民統合政策を推進するが、大正デモクラシーの風潮の下でこうした政策に対する批判も強まっていた。二七年に帝国議會に上程した宗教法案は、仏教やキリスト教関係者が帝国憲法の保障する「宗教の自由」を侵害するものだという批判を提起したこともあって、審議未了で廃案となった。二九年に内務省が神社制度調査会を設立すると、神社の宗教的性格、神社と学校教育との関係をめぐる問題があらためて広く論議されるようになった。

全国神職会の機関誌である『皇国時報』には、当時、神職が抱いていた危機感が鮮明に表明されている。一九

三〇年一月に月刊から旬刊へと変更された際の巻頭言では、次のように記している。「神社制度調査会の成立に当って、俄然神社問題は、仏教徒、基督教徒間に於ける重大問題となり、此の機会に国民の神社信仰を彼等の手に奪はんとの念願燃ゆるが如きものがあり、将来、此の問題を中心として、神道人と仏基両派の正面衝突を想起せしめずんばやまざる」。さらに、マルクス主義を槍玉に挙げた上で、「思想界の急転直下の悪化」に対して、「神道人の総動員」が必要だと説いている（『皇国時報』三〇年一月二日）。同誌は、旬刊化による速報性を利用して、仏教徒やキリスト教徒との衝突を詳細に報じている。たとえば、三〇年八月に長崎県平戸小学校の教員が、キリスト教の信仰を理由として神社参拝を拒否したために免職とされた時には、「異教信仰のために、学校教員が神社参拝を拒否する者の輩出することは、時代思想險悪の現代において国民に悪影響を及ぼすことの極めて恐るべきものあるを思はずにはゐられない」とコメントしている（『皇国時報』三〇年八月二日）。

一九三〇年という時点ですでに、神社不参拝による教員の免職という苛酷な事態が生じていたことは注目に値する。当時文部省は、小学校の児童に関しては「教育」「訓練」の一環として神社参拝させるとしていたが、同時に、神社不参拝は法的な処罰の対象にはならないという見解を示してもいた（赤澤一九八五、一三三頁）。児童はもとより、教員に対しても神社参拝を義務づける法令は存在せず、免職の措置は、もっぱら地方行政当局による裁量として行われていた。それだけに、地域による偏差も大きかったと推定できる。ただし、平戸の出来事がニュースとなることは、神社参拝の強要について一定の規制が働いていたことを示している。『皇国時報』は、地方行政当局がこうした規制をなし崩しにする試みを支持・追認しつつ、神職が学校教員と連携して教化事業に乗り出す必要を強調していた。

周知のように、内務省は、神社神道は行政的に「宗教」にあらずという公式見解を保持していた。一九〇〇年には社寺局を神社局と宗教局（のちに文部省宗教局）に分割する官制上の区分によって、この見解を補強した。こ

れに対して、仏教やキリスト教関係者の中には、神社を宗教と認めないのであれば、神職の活動をいっそう厳しく制限すべきだと論じる者もいた。他方、神職側では、神社を「宗教」とした上で、「国民」すべてにその信仰を求める居直りの論理も提起されていた。たとえば、『皇国時報』で紹介された東京府神職会の小冊子では、「制度上より考察する時は、〔神社を〕一般宗教と同一の下に置くことは出来ない」としながら、「然し究極は、神社は国家と特殊なる関係を有する宗教なりと規定する事が最も妥当」という見解を表明している。その上で、憲法の基礎が「神随の道」に置かれている以上、「神社に対する国民の信仰は信教自由の条項の支配を受く可きではない」と結論している（『皇国時報』三〇年一月一日）。実質的に「信教の自由」を否定するこうした解釈は、この時期にはまだ内務省や文部省の見解と隔たっていた。憲法学者美濃部達吉も、「国家が宗教としての神道を国民に強制」することは憲法違反と明確に説いていた（『中外日報』三〇年五月二日）。

しかし、満洲事変以降、神社の地位は急浮上することになった。赤澤史朗が指摘するように、その要因の一つは、「戦争という予測のつかない賭けへの不安に基づく戦勝祈願」や、「身近な出征兵士の安全と生還を願う祈願」が人びとを引き寄せたことである。もう一つは、神道において「国家を律する普遍的規範は存在せず、戦争という国家の行為がまるごと正当化されている」ことである。前者はそれ自体では必ずしも国家主義的なものではないが、国際的孤立の中で国家こそが「私」の「生活」を守ってくれるという、「国家エゴイズムの肯定意識」を介して後者へと連なることになる（赤澤一九八五、二〇二頁）。

三二年五月には、カトリック系の上智大学の学生が靖国神社参拝を拒否した出来事を契機として、軍が神社参拝の役割をいっそう押し上げることになった。陸軍省は配属将校引き揚げの意向を文部省に伝達、水面下の折衝が続けられる中、九月三〇日に文部次官栗屋謙は、カトリック教会のシャンボン教員 J. A. Chabon に対して、「内務省ト多数交渉ヲ重ネ打合済」の上での見解として、神社での敬礼は「愛国心ト忠誠トヲ現ハスモノニ外

ナラス」とする通牒(以下、「文部次官通牒」)を発した。<sup>(4)</sup>カトリック教会側は、この通牒を受けて神社参拝容認の方針に転じた。しかし、陸軍省の態度は軟化せず、同じくカトリック系の暁星中学校・海星中学校からも配属将校を引き揚げる意向を示した。一〇月中旬になると、多くの新聞・雑誌が一斉にこの問題を報道し始めた。たとえば、『國學院雑誌』では、「神社に対し認識不足なるカトリック教は須く排撃すべきであり、其の反国体教育の如きは一日も早く清算されるべき」と記している(『國學院雑誌』三三年一月)。

この事件は、神社参拝の強要という点では平戸での小学校教員免職事件と通底しながらも、様相を大きく異にしている。第一に、神社参拝を拒否したのは教員ではなく学生であり、参拝を拒否した個々の教員や学生の処分にとどまらず、学校の教育体制の変質に帰結している。第二に、配属将校の引き揚げが他のカトリック系学校に波及したことに象徴されるように、カトリックの信仰そのものが排撃の対象とされている。他方、英米プロテスタント系の学校は排撃の標的から外されていた。第三に、事件を主導したのは、地方行政当局ではなく軍である。当時の陸相が皇道派のリーダー荒木貞夫であり、その腹心柳川平助が八月に陸軍次官に就任して以降事件が拡大した事実に着目するならば、荒木・柳川らが、皇道派のヘゲモニーを強化しつつ政治に介入する糸口をつくるために、手頃なスケープゴートとして選んだ可能性もある。カトリック教会は外国人神父の影響力の強さという点で排外熱を煽るのに好都合である上に、神父や信徒への迫害が外交問題化しても、交渉相手となるのはバチカンだったからである。

上智大学の事件は単にカトリック教会を屈服させたばかりでない。神社参拝をめぐる議論の幅を狭め、神社と学校のあいだに存在していた微妙な距離を縮めることになった。実際、一九三四年になると、『皇国時報』では各地の師範学校附属小学校に照会文を発送し、「附属小学校内に神殿奉斎(神棚を含む)の有無」「児童の神社団体参拝の有無」などを尋ね、回答を掲載している(『皇国時報』三四年二月一日)。こうした調査をすること自体が、学

校に対して圧力をかける意味を持ったことは、容易に想像できる。また、カトリック系学校は三二年から三三年頃にかけて、プロテスタント系学校も三〇年代半ばから後半にかけて、神社参拝を実施している(駒込二〇〇五a)。かくして、日本内地では、神社参拝に抵抗する勢力は急速に萎縮していくことになった。しかし、植民地朝鮮では異なった展開が見られることになる。

## 二 「拝米排日思想」の「策源地」——平壤における慰霊祭不参拝問題

一九三二年一月、日本内地で上智大学の出来事が社会的イベントとされたのにやや遅れて、朝鮮でもキリスト教系学校の慰霊祭不参拝問題が社会的イベントとされていた。

事件の発端は、九月一七日に平壤の瑞氣山公園忠魂碑前で行われた、「満洲出征戦歿将士」の慰霊祭兼招魂祭である。この式典は、神職・僧侶立ち会いの下に「神仏両式により」行われた(『京城日報』九月一八日付)。平安南道に位置するキリスト教系学校——米国北長老派系の崇実専門学校・崇義女学校、米国監理派(メソジスト監督教会)系の光成高等普通学校など——は、いずれも参列しなかった。十一月になってこの出来事が突然振り返られ、各種民間新聞がキリスト教系学校排撃のキャンペーンを展開し始めた。センセーショナルな報道の一端は、『大阪毎日(朝鮮版)』の紙面にも見ることができ。十一月五日付記事では、郷軍(在郷軍人会)分会長が「アメリカ人の経営学校とはいへ、総督府の教育令によつて建てた学校で国体に悖るがとき教育は断じて許容できない」と発言し、陸軍の現役将校も匿名で「外人に少しも遠慮する必要はない」と述べている。翌一六日付の記事では、郷軍の正・副分会長が平安南道知事藤原喜蔵に面会して「断乎として排撃」すべき意見を述べた上で、「平壤聯隊に上村(弘文)中佐を訪ひ会見願末を報告」したと報じている。現役軍人も関与してい

たことがわかる。キリスト教系学校排撃の第一報がなされる前日には、郷軍平壤分会が大会を開き、デモ行進した上で聯隊司令部前などで「万歳を三唱し、リットン報告書反論の大氣勢」をあげたと報道されている(『大阪朝日(朝鮮版)』十一月八日付)。当時内地でも、リットン報告書は「白人の正義」の欺瞞を示すものとして在郷軍人の示威行動を誘発していたが、朝鮮における在郷軍人会——会員は徴兵を終えた者だから、当然日本人男性だけであった——は、支配民族としての面子にもかかわっていつそう鋭敏にリットン報告書に反応し、「アメリカ人の経営学校」に矛先を転嫁したものと思われる。

さらに、平安南道が、朝鮮半島全体の中でも特にキリスト教の影響力が強い地域だったことにも注意を要する。三・一独立運動当時の憲兵隊の資料は、崇実学校などの教職員・生徒が大学して運動に参加したことを指摘し、「耶穌教学校は平素に於て不穩思想の揺籃たり。今回の騒擾に際しては陰謀場たり策源地たり」と記し、「徹底的監督を期するか、然らずんば断然廃校を命ずるを可とす」と論じている<sup>(5)</sup>。実際には、朝鮮総督府は三・一運動後に規制を緩和し、私立各種学校における宗教教育の自由を認めた。宣教師の活動は民間事業として行われていたが、政府の後ろ楯を求めることもあったために懐柔する必要があったからである。実際、朝鮮人キリスト教徒に対する苛酷な弾圧が、宣教師の活動を通じて米国議会での論議となり、一九二〇年には上院に朝鮮独立支持案が上程されている(賛成三四、反対四六で否決)(長田二〇五、二二〇頁)。

帝国日本における「内部の敵」が「外部の敵」と連携すること、すなわち「不穩思想」を抱く朝鮮人が、帝国の外部にあって強大な武力を持つ米国の助力を得て独立を策することは、総督府や朝鮮軍を長く悩ませてきた悪夢だった。満洲事変の際に朝鮮軍参謀だった神田正種も、戦後の回想記において、「(朝鮮統治は)表面は如何にも治まって居た様であったが、之れは臭いものに蓋をしたのであつて、実情は民心陰悪、排日排米思想澎湃としており(……)学校の廁には日米開戦を待つと云ふ様な激烈な落書き」があったと書いている<sup>(6)</sup>。「日米開戦を待つ」

と落書きをする朝鮮人と、その落書きにも神経を尖らせざるをえない日本人……。植民地支配に本来的に内在する対立関係が、日本と米国の緊張に連動していつそう尖鋭なものとなる構図が存在していた。このように微妙な問題であるからこそ、三二年の時点では、朝鮮総督府は、在郷軍人らの活動を煽るのではなく、むしろ鎮静化に努めることになった。総督府の「御用新聞」として知られる『京城日報』は、センセーショナルな民間新聞の報道をほとんど黙殺した上で、十一月二日付の朝刊で道知事の嚴重注意により「不参拝事件全く解決」と宣言した。この報道ののち、民間新聞の論調も急速にトーン・ダウンした。

総督府が鎮静化を促した要因として考えられることは、外交的配慮である。国際連盟脱退の方針も決定されていない三二年十一月の時点で、米国の世論を刺激する事態を避けようとしたと考えられる。同時期、日本内地で荒木・柳川らが上智大学の事件の拡大に努めた際にも、英米プロテスタント系学校は排撃の標的から除外していた。まして、当時の朝鮮総督は、軍首脳の中では相対的に英米協調路線を重視していた宇垣一成である。宇垣が、陸軍大将としての威令を背景として、在郷軍人の活動を抑え込んででも不思議ではない。

総督府の懸念は、単なる杞憂ではなかった。三二年一月以降、ソウル駐総領事デービス J. K. Davis は、駐日大使グルー J. C. Grey およびワシントンの國務省に対して、慰霊祭不参拝問題に関するレポートを頻繁に送付している。排撃を煽る民間新聞の記事の翻訳もその中に含まれていた。デービスの報告を受けたグルーは、駐日教皇庁使節であるムーニー大司教 M. Mooney と、米国聖公会のライフスナイダー補佐主教 C. S. Reitsneider に面会して、対応策を検討した。どちらも米国人だった。グルーによれば、神社における敬礼は愛国心と忠誠を現すものに外ならないという文部次官通牒は、「教皇庁使節と米国聖公会にとって満足のいくものだった<sup>(7)</sup>」。そこで文部次官通牒の翻訳をデービスに送付して平壤のキリスト教系学校への伝達を求め、「この件に関しては文部省の声明で終息するように思われる」という見解を伝えた<sup>(8)</sup>。平壤の崇実専門学校および崇実学校の校長である宣

教師マッキューン G. S. McCune が、同様の事態が起らないように日本政府高官に働きかけてほしいと要請した時には、「私たちが介入することによって、どのような利益が生じるのか不明である」という理由で、非介入の方針を維持すべきだという意見を述べた。<sup>(9)</sup>

グルーは、上智大学の事件を範例として、平壤の問題に対応していく方針を定めたことになる。こうしたグルーの態度には、彼自身が聖公会の信徒であったことも、幾分か影響しているかもしれない。しかし、より重要なことは、グルーの見解が、「併合」以来の米国の対朝鮮政策の延長線上にあることである。長田彰文の詳細な研究が明らかにしている通り、米国にとって朝鮮は基本的に日本の「国内問題」であり、明確に残虐で非人道的な行為がなされた場合にこそ抗議の声が起きたものの、日本の朝鮮統治それ自体には反対しないという態度が貫かれてきた[長田二〇五、三八一頁]。米国の「利益」を優先する立場からすれば、日本人から妥協を引き出すことの困難な問題に介入することは、いたずらに緊張を高めるものと判断したとしても不思議でない。かくして三二年の慰霊祭不参拝問題は、日米間の火種となる前に消し止められた。しかし、さしあたって問題が先送りされたに過ぎなかった。

### 三 引き裂かれる人びと——朝鮮における神社参拝問題

日本政府は、一九三三年三月に国際連盟脱退を宣言、三四年末にはワシントン海軍軍縮条約の廃棄を米国に通告した。政府内部には英米協調路線を保持しようとする勢力も根強く存在していたが、国際的孤立への傾向は確実に強まっていた。三四年には台湾でイングリッド長老教会系の台南長老教中学に対する排撃運動が展開された。在郷軍人、および現役軍人の意向が、この排撃運動の背後に存在していた[駒込二〇二]。三五年四月には、台

湾で文教局長の地位にあった安武直夫が、朝鮮の平安南道知事に異動した。同じ時期、内地では美濃部達吉の天皇機関説が在郷軍人らにより攻撃されていた。かくして、「法」の外部にある力によって、「内部の敵」を屈服させ、社会的に抹殺しようとする運動が、帝国日本の全体に広がりつつあった。こうした情勢の中で、三五年末には、朝鮮におけるキリスト教系学校の神社参拝問題が急転回を示すことになる。

そもそも植民地支配下の朝鮮において、神社はどのような位置を占めていたのか。総督府が制定した「神社寺院規則」(一五年八月)では神社と寺院を一緒に取り扱うこととなっていた上に、一九年までは内務部が仏教・キリスト教と同様に神社神道も所管していた。「神社寺院規則」と「寺院規則」に分離した上で神社に関する諸制度を整えたのは三六年八月、神社参拝を広範に強要し始めて以降のことである。日本内地とは異なり、神社非宗教論を法制上で明確化する措置は長く放置されていた。官制上では三・一運動の後に学務局宗教課を新設、二一年になってようやく神社を所管する内務局地方課との官制上の区分を明確化した。二五年に朝鮮神宮が創建されると、「京城」(現ソウル)府域の諸学校は鎮座祭に組織的に動員された。キリスト教系学校は参列しなかったが、黙認された。当時は総督府でも神社参拝の強要への慎重論が根強かったためである[山口二〇五]。だが、満洲事変以後、公立普通学校では神社参拝が頻繁に行われるようになっていた。

以下、朝鮮における神社参拝問題の展開を、その焦点となった米国北長老派系の学校に即して見ていくことにする。京城・平壤・大邱・宣川に北長老派が設置した計八校の中等学校は、地域によって微妙な時差をはらみながら、神社参拝を迫られた。まず標的とされたのは、京城の学校だった。京畿道学務課は、九月二一日付の書面で、一〇月一日の「始政二十五周年記念奉告祭」に貞信女学校の朝鮮神宮参拝、同月一五日・一六日の「朝鮮神宮御鎮座十周年記念奉祝大祭」に敬新学校・貞信女学校両校の参拝を求める通牒を発した。九月二三日、宣教会の評議員であるホルトクラフト J. G. Holdcraft、ソルター T. S. Soltau らが京畿道学務課を訪れ、安岡源太郎

視学官と面会した。ホルトクラフトは、天照大神と明治天皇を祀る朝鮮神宮に「靈魂 spirits は存在しているのか」と尋ねた。視学官は答え渋ったが、何度か質問された末に「靈魂は存在する。もしも神社に行かない学校があったならば、きわめて深刻な結果が生じるだろう」と答え、「指定」の取消、場合によっては学校閉鎖もありうることを示唆した。ホルトクラフトらは、対応に苦慮しながらも、「実際のところ何が起きるのかを観察する」意図で、徽新学校・貞信女学校の生徒を式典に参加させることを決定した。<sup>(10)</sup>

京城でのこの出来事は、総督府の側も、宣教師の側も互いの腹の中を探り合うという意味合いが強かった。しかし、以上の経緯の中にすでに重要な問題が現れている。

第一に、神社神道が「宗教」であるか否かについての判断の基準を、文部省や朝鮮総督府の説明ではなく、靈魂の存在に求めていることである。換言すれば、「宗教」であるかという問いに先立って、「誰がそれを判断するのか」という問いを提起しているわけである。しかも、その問いは、神社非宗教論の急所を衝くものであった。磯前順一によれば、「宗教」という用語には「非言語的な慣習行為」としてのプラクティスの意味と、「概念化された言語体系」としてのビリーフ的な意味と二つの系統が存在しており、政府は、プラクティス的な神社神道がビリーフ中心の西洋的な宗教概念に適合しないことを逆手にとって、神社非宗教論を展開した<sup>(磯前二〇三、三五頁)</sup>。そうであればこそ、儀礼というプラクティスの中で靈魂が現在するのかという次元に照準を定めた問いは、神社非宗教論の強弁性を露わにするものだった。しかも、長老派の宣教師は、「十戒」の第一戒「あなたはわたしのほかに、何ものも神としてはならない」を中核とするビリーフにしたがって、朝鮮人信徒に対して在来の祖先崇拜の慣行を断ち切ることを求めてきた。天照大神のように皇族の「祖先」とされる神を祀る神社への参拝を容認することは、従来の宣教方針と自己矛盾を来すものだった。

第二に、「指定」の取消が示唆されていることである。この場合の指定とは、専門学校入学者検定規則による

無試験検定校の指定を意味する。北長老派系の学校は宗教教育を継続するために正規の私立(女子)高等普通学校としての認可を求めることはなく、各種学校の地位にとどまり続けていた。そのために、専門学校などの上級学校に卒業生が進学できるためには指定を受ける必要があった。徽新学校だけは二三年と比較的早い時期に指定を受けたが、その他の学校(信明女学校を除く六校)は三〇年代前半になってようやく指定を受けた<sup>(李二〇〇六)</sup>。宣教師の側ではもっぱら布教のための施設として学校を位置づける傾向が強かったのに対して、朝鮮人の在校生や保護者の側では、総督府監督下にある公立学校に対する、オールタナティブな普通教育機関としての期待も大きかっただけに、指定は重要な意味を持った。実際、二〇年代にキリスト教系学校で起きた同盟休校事件の多くは、指定を受けられないことへの不満によるものであった<sup>(韓国基督教歴史研究所一九九五、八九頁)</sup>。

第三に、ホルトクラフトが、右の経過説明に続けて、次のような所感を記していることが着目される。「この問題に関連して総督府の強調している幾つかの目的に関しては、共感せざるをえないところもある。総督府は、愛国心を養成しようとしているのであり、共産主義への防御壁を築こうとしているのである」。宣教師として重要なことは「宗教的」良心を守ることであり、朝鮮人に対して帝国日本への「愛国心」を養成することや、共産主義を排斥することに関しては疑問をさしはさんでいなかった。これは、ホルトクラフトに限らず、ほとんどすべての米国人宣教師にあてはまる傾向であった。

宣教師にとって、右に挙げた三項目の内、第一の項目が神社参拝を拒否させる要因として機能したのに対して、第二・第三は神社参拝やむなしという判断にも連なるものだった。どちらを優先させるのかという判断は、宣教師によって異なった。他方、朝鮮人の信徒にとっては、第三の「愛国心の養成」ということも神社参拝拒否の要因となる一方、第二の指定の取消という脅迫は宣教師よりもいっそう重要な意味を持っていた。そのため、神社参拝問題は、宣教師相互、宣教師と朝鮮人、朝鮮人相互のあいだの確執を浮上させていくことになった。決定的

な転換点となったのは、平壤での出来事だった。

三五年一月一日、平安南道公私立中等学校長会議が開催された。開催に先立って、平安南道の視学官が、これから全員で平壤神社を参拝すると宣言した。外には五〇人あまりの参加者を輸送するための車がすでに用意されていた。メソジスト系学校の校長は視学官の命にしたがったが、崇実専門学校・崇実学校の校長であるマッキューン、崇義女学校の教員鄭益成(チョンイクソン)、校長代理スヌークV. L. Snookは会議を欠席)、安息教(セブンスデー・アドベントリスト)系の義明学校の校長リーH. M. Leeら五名は拒絶した。マッキューンの伝えるところによれば、神社から戻ったのち、安武直夫知事は五名を知事室に呼び出した。二名の陸軍将校も同席していた。安武は、「神社は、天照大神と明治天皇の靈魂が存在する場所である」と語った上で、参拝を拒否する理由を問い糾し、「今度は命令する。主席視学官と共に神社に行って敬礼しなさい」と述べた。マッキューンがやはり参拝できないと答えると、しばらくの時間的猶予を与えるから再考せよと述べた。会議室に戻ると、その場の校長たちは「あたかも犯罪者であるかのように」五人を見た。<sup>(11)</sup>

この時の安武の行動が、総督府中央の了解を経たものなのか、ということとは微妙である。一〇月に京城のキリスト教系学校に神社参拝を求めたことを考えれば、総督府の意図として行われたとしても不思議ではない。一般的に、知事が独断専行で行動するとは考えにくい。ただし、『京城日報』の報道は不自然である。筆者が確認したかぎり、最初の報道は二〇日付の「北鮮版」の紙面で、「平壤に続く不祥事」という見出しで公立学校教員が「妓生に感溺」していることを報道、この記事の中で「キリスト系四中等学校長の神社不参拝声明」について言及している。第一報というよりは続報の筆致である。第一報は見あたらないが、一六日付「北鮮版」の紙面で記事削除となっている部分が第一報だった可能性はある。この記事削除が無関係だったとしても、一週間あまりを経てようやく『京城日報』が報じているのは、一四日の出来事を「大事件」にしていくことに対して、躊躇が

あったことを示す。ただし、二一日付の記事では「神社参拝拒否問題／俄然紛糾の兆現る」として「某キリスト教団体」が「万一紛糾の場合は国際的問題としても怖からずとの硬論」を主張していることを批判的に報じており、この頃から神社参拝問題を「事件」にしようとする姿勢が「御用新聞」の報道にも顕れることになる。

三二年の出来事とは異なり、今回は総督府の態度も強硬だった。安武知事が靈魂の存在を認めたことの問題性を宣教師が衝き、「信教の自由」との抵触を指摘しても、文部次官通牒を持ち出して神社での敬礼は愛国心と忠誠を表すものであり、参拝しなくてはならないという原則論を繰り返すばかりだった。<sup>(12)</sup> 民間新聞の論調も『京城日報』と大差なく、総督府発の情報を掲載することを基本とした。また、朝鮮神職会の機関誌『とりゐ』は、「神社不参拝問題の根拠／執拗の平壤ヤソ教徒／断乎たる当局の決心に信賴す」というタイトルの無署名記事を掲載し、「国家的の崇敬を拒み、国民教育を妨げる如き輩に対しては、断乎たる決意を以て将来再び斯くの如き事件なきやう、速やかに禍根を文除すべく努めらるるのが当然」とセンセーショナルな論調で記している。<sup>(13)</sup>

一方では、朝鮮語新聞『東亜日報』が、当局の忌諱にふれるような論評を避けながらも、比較的詳細に事態の推移を追っている。『東亜日報』の伝えるところによれば、朝鮮人信徒は二月一三日に平壤老会を開き、神社参拝問題への態度を表明することになっていた。しかし、平壤警察署は「今回老会が開かれれば参拝反対を決議することが火を見るよりも明らか」である以上これは宗教集会ではなく政治集会であるとして集会禁止を命令、老会長である李承吉(イスンギ)を召喚し、予定通り開催すれば「老会員二〇〇名全部を検束せざるを得ない」と述べた。当日、厳戒体制の中で五〇名あまりの老会員が会場である教会に参集、沈黙の内に黙禱して散会した。<sup>(14)</sup> 当時軟禁状態にあったマッキューンの書簡が語るところによれば、老会に参加予定の朝鮮人牧師や長老はすべて二日前から警察・憲兵の監視下に置かれ、教会への参集を阻まれた。それでも参集した人の中には、鉄道の切符を買うことを拒絶されたために、何キロもの道を歩いて教会にたどり着いた人もいたという。<sup>(15)</sup>

朝鮮人がそもそも神社参拝問題について議論することを禁じられる状況の中で、宣教師は朝鮮人の意向を強く意識しながら、総督府と折衝を重ねた。一二月末には、マッキューンらが総督府を訪れ、渡邊豊日子学務局長に面会した。渡邊は、「マッキューンへの警告書」を読み上げ、神社参拝をしないならば校長を辞職させるか、罷免すると述べた。<sup>(19)</sup>翌三六年一月一四日には平安南道内務部長河野節夫が声明書を公表し、「教育上の命令に反して神社参拝を拒絶することは断平として許されない」と宣言した(『大阪毎日(朝鮮版)』一月一五付)。結局、マッキューンは、「愛国心、忠誠、規律」などの価値には同意するが、総督府の説明は自分の良心的拒否への思いを取り除くのに十分ではないとして、神社参拝を拒否する意向を明確にした。<sup>(17)</sup>安武知事は、私立学校規則で監督官庁が「不適当ト認メタル時ハ」校長を罷免できると定めた規定を援用して、一月一八日付でマッキューンを崇実学校の校長から罷免。後日、崇実専門学校、崇義女学校についても同様の処置がとられた。

新聞紙面に見る限り、今回は、在郷軍人や現役軍人の活動は顕在化していない。しかし、ソルトーは、「平壤における膨大な数の軍隊と愛国的な在郷軍人」が「官僚たちに大きな圧力をかけ続けている」と観察している。<sup>(18)</sup>ソウル駐在米国領事ラングドン W. R. Langdon の伝えるところによれば、崇実学校の校長代理となったモフェット S. A. Moffett のもとを郷軍平壤分会長がしばしば訪れていた。二月一八日にはモフェットが不在だったために、在郷軍人は朝鮮人教師と面会し、「自分の仲間たちは危険である。神社問題の解決を不当に引き延ばしたならば、キリスト教徒の皆殺し massacre of Christians という事態さえ起こるかもしれない」と脅した。翌日、警察の助言にしたがって、マッキューンを含めて平壤在住宣教師はソウルに退避、領事を訪ねて「平壤の空気はすべての米国人の退避を考えた方がよいほど不穏である」と告げた。領事はすぐに総督府に赴いて米国人の保護を要請、総督府は、憲兵に指令して保護することを約束した。<sup>(19)</sup>同日、一触即発の空気の中で、平壤では崇実専門学校学生大会が開催され、「我等は最後まで学校と運命を共にする」「崇実専門学校は朝鮮専門学校令に依り存続

せしめらるべきこと」「外人による経営不可能なる場合は経営権を朝鮮人に譲渡すべきこと」という決議を採択した。<sup>(20)</sup>神社参拝問題には言及せず、朝鮮人主導で学校の存続を求める内容だった。ラングドンは、右のレポートでこの決議は「当局の圧力と威嚇」の下で出されたものだとして報告している。しかし、そこには米国人宣教師への信頼を失っていく朝鮮人の思いも表現されていた可能性がある。

三月になると、平壤における一触即発の空気はさしあたって緩和された。『京城日報』は三月六日付夕刊で「不参拝問題」解決と報じ、『大阪毎日(朝鮮版)』も歩調を揃えて七日付で「朝鮮人校長を迎へて/やつと難問題解決」と報じた。崇実専門学校の副校長として李勲求、崇実学校の校長として鄭等鉉の就任が認可されたことを指しての報道だった。これらの朝鮮人は、実は神社参拝に強硬に反対していた教師たちであった。<sup>(21)</sup>神社参拝拒否の思いから学校を飛び出していった学生たちも、学校に戻って授業に参加することを認められた。<sup>(21)</sup>学校関係者が神社参拝を決定していなかった以上は何も「解決」していなかったが、総督府としては朝鮮人の校長を採用することにより宣教師と朝鮮人の協力関係に楔を打ち込むことを意図していたと考えられる。二・二六事件以後の不穏な空気の中で、在郷軍人らが「暴走」することを恐れたという事情も影響している可能性がある。

三月八日、ワシントンでも極東部長補佐ハミルトン M. W. Hamilton らによって対応策が協議された。結論として、現段階での外交的介入の必要はないと判断された。理由の第一は、介入がまだ正式に要請されていないこと。第二は、一九一〇年一〇月六日に「日韓併合」に際して外相小村寿太郎が駐日大使オブライエン J. O'Brien に宛った回答で宣教活動に保護を与えるとした取り決め——「帝国の施政を妨害することのない」活動<sup>(22)</sup>という但し書きがつけられていた——に違反しているとは判断できないこと。第三は、神社参拝は公式に宗教的行為ではないと解釈されている上に、校長という職責によって参拝を求められたのだから個人的に「信教の自由」を侵害されたとはみなせない、というものだった。<sup>(23)</sup>

右のような経過の中で、ホルトクラフト、ソルトーらは、朝鮮で教育事業を継続する以上は神社参拝を避けることはできず、だとすれば、学校を閉鎖するしかないという判断を固めていた。これに対して、反対論も存在した。たとえば、北長老派と他教派の合同で経営していた延禧専門学校の校長アンダーウッド J. W. Underwood は、宣教本部に宛てた書簡において、神社で祈りを捧げることはできないが、丁寧に頭を下げることはキリスト教徒としての良心に反することなく可能であると主張し、たとえ学校を閉鎖したとしても、朝鮮人の学生たちは教育機会を断念するか、反キリスト教的ですらある学校でより頻繁に儀式に参加せざるをえなくなるだけであると述べた。<sup>(24)</sup> いまだ神社参拝を強制されていない大邱の啓聖学校の校長ヘンダーソン H. H. Henderson も、アンダーウッドに同調していた。宣教本部も事態を座視できなくなり、二人の宣教師を調査委員として朝鮮に派遣した。七月一日、警察による戒厳体制の中で行われた宣教師の年次総会において、六九対一六の投票で朝鮮における世俗的な教育事業から撤退することが決定された。<sup>(25)</sup> 宣教師たちが撤退した後に、残された朝鮮人信徒はどうなるのかという問題が話し合われた形跡は見られない。その後、教育事業の継続を望む朝鮮人が大量の署名を宣教本部に寄せたが、決定は覆らなかった。

この総会の開催に先立ち、総督府は、ホルトクラフトらを一時拘留して神社参拝問題について議論しないという誓書を書かせた。その一方で、宣教師の心証を改善するための措置も行った。五月の人事異動では、「紛糾した神社不参拝問題の責任を問はれ」て、安武直夫が日本赤十字社朝鮮本部理事に左遷された（大阪毎日〔朝鮮版〕五月二二日付）。日本 YMCA 連盟総主事斎藤惣一は、三六年二月にソルトーが打開策を求めて内地を訪れた際に、安武を個人的に知っていると話した上で、総督府の予期しない行動をした安武は近い内に左遷されるだろうと予言している。<sup>(26)</sup> 一月一四日の出来事における陸軍将校の存在、『京城日報』における不自然な報道を想起するならば、安武は軍の意向を背景として先走った行動をした可能性が強い。ただし、神社参拝をさせる方針自体に総

督府も異論がなかったことは、その後の経過が示している。安武は、ただやり方が拙劣と判断されて左遷されたのである。もうひとつ注目し値する事実、六月二五日に、宇垣一成総督が、調査委員として派遣された二名のほか数名の宣教師——名前は不明——と米副領事エドソン A. W. Edson を招いて、午餐会を開催したことがある。エドソンによれば、神社参拝問題は一切話題にのぼらず、「非公式的で心暖まる」空気の中で会食が行われたという。<sup>(27)</sup> 宇垣の日記は、二・二六事件で殺された斎藤実の葬儀について記した箇条で「痛く平壤神社不参拝問題を憂慮し居られしが、満足なる結末を告げたるを見ずして長逝せられしは遺憾なり」と書いている。<sup>(28)</sup> 総会の決議を聞いた宇垣は、今や斎藤の墓前にも報告できると考えたことであろう。

宣教師が撤退を決議したことにより、朝鮮人の抵抗の基盤は狭められた。一〇月二日の平壤神社の例祭には、崇実専門学校・崇実学校・崇義女学校の生徒の四分の三近くが神社参拝をした。<sup>(29)</sup> 崇実専門学校副校長である李勲求は、米国に帰国したマッキューンへの書簡において、「総督府の鉄拳的圧力」のために神社参拝をせざるをえなかったことを報告しつつ、教育機関への切実な需要に鑑みて、朝鮮人による管理下で学校を継続することを熱望していると伝えている。<sup>(30)</sup> 他方、平壤老会は神社参拝拒否の方針を維持しており、一〇月二日に参拝した者は学校の理事に選任しないことを密かに決議した。宣教師の中には、老会が「純粋に民族主義的な動機」に基づいて行動しているのであり、政治的抵抗のための手先として宣教師を利用しているのだと領事に告げる者もいた。<sup>(31)</sup>

かくして、神社参拝問題は、宣教師と朝鮮人を二重三重に引き裂いていった。詳細は略せざるをえないが、結局、平壤の三校は三八年三月に廃校、その他の北長老派系の学校は朝鮮人教会関係者の設立した財団などに売却されることになった。米国南長老派も北長老派と同様に教育事業からの撤退を決定、同派の学校は、三七年九月六日の第一回「愛国日」の際に神社参拝を拒否したために、閉鎖または自主廃校となった。<sup>(32)</sup>

三七年一〇月以降、「愛国日」は毎月六日の定例行事とされ、「国旗掲揚」「国歌奉唱」「国民精神作興ニ関スル

詔書奉読」「時局ニ関スル講話」「東方遥拝(皇運ノ武運長久祈願)」を行った上で、「神社神祠ノ奉祠サレタル土地ニ於テハ式後参拝ヲ為サシムルコト」が定められた。「時局ニ関スル講話」には校長だけでなく在郷軍人があたる<sup>(33)</sup>とされた。そのことは、戦場の規律が朝鮮人の日常生活に浸透させられ始めたことを示している。この時期から、教会その他社会生活のあらゆる場面で神社参拝を強要される事態が生じ、朝鮮人の中でもあくまでも拒絶して投獄される者と、屈従した者との反目が強められた。それがいかに深刻な事態であったかということは、日本による植民地支配からの解放後に、神社参拝への対応があらためて問われる中で、朝鮮耶穌長老教会が分裂したことにも示されている[趙・渡辺二〇〇七]。

#### 四 国家への忠誠と宗教——加藤玄智・ホルトム・ライシャワー

最後に、朝鮮における神社参拝問題に関する日本内地の神道関係者や宣教師の認識を見ておくことにしよう。この時に米国人宣教師の中で形成された認識が、戦後の「神道指令」の前提になると考えられるからである。

朝鮮において総督府は公式通り神社非宗教論を保持していたが、内地では神社宗教論がよいよ声高に語られるようになっていた。代表的な論者は、東京帝国大学などで教鞭を執った神道学者加藤玄智である。加藤は、朝鮮で警察が長老派の会合を開催禁止にしたために「キリスト教徒の方では益々反抗して」いることを新聞で知ったと述べ、上智大学の事件も振り返りながら「神社神道非宗教論では反対論者は衷心納得がいけない」のであり、神社は「国民的宗教」であることを鮮明にすべきだと記す。その上で、天皇機関説が「清算」された以上は帝国憲法における「信教の自由」の解釈も変更されるべきであり、「神社参拝を拒否する外来宗教」は、共産主義と同様に国家の「安寧秩序」を破壊するものとして禁止すべきだと主張している(『皇国時報』三六年一月一日)。

こうした加藤の主張は、従来の研究を集大成した『神道の宗教発達史的研究』(一九三五年)の見解に基づいて展開されたものである。同書では神道を国家的神道と宗派的神道に区分した上で、国家的神道の「外形形式」は神社神道、「精神内容」は国体神道として現れているのであり、すべての形態の神道が「一種の宗教」であると論じた。<sup>(34)</sup>この加藤の著作は、バプティスト派の宣教師ホルトム D. C. Holton を介して、朝鮮在住の宣教師にも広く知られていた。関東学院に在職しながら神道研究を進めていたホルトムは、加藤の著書の詳細な書評を英文で記し、「総督府の官僚もこの本を読むべきだ、なぜなら彼らは神道が意味することを知らないからだ」という伝言を添えてホルトクラフトに送付している。ホルトクラフトはさらに、「注意深く読んでくれ」という言葉と共にこの書評をニューヨークの宣教本部に転送した。<sup>(35)</sup>神社参拝を拒否する宗教は禁止すべきだという加藤の主張は、当然、宣教師の立場と対立するものだった。しかし、朝鮮ではそもそも「納得」が求められていなかったのに対して、加藤は、少なくとも「衷心」の「納得」を必要と考えていた。それだけに加藤の神社宗教論は宣教師によって着目され、歓迎されたとさえ言える。

ホルトム自身も、「国教としての近代神道」という論文において、「国家神道 State Shinto」は宗教であると論じている。<sup>(36)</sup>また、一九四三年に米国で出版した著書『近代日本と神道ナショナリズム』では、今日の国家神道<sup>(36)</sup>は自由の抑圧に貢献しており、強制力 force に頼って広められているとした上で、次のように述べている。

朝鮮における日本の植民地政策は、この事実を十分に証明している。朝鮮では政治的統合という利害のために、神道に同調することへの要求は、日本内地よりもいっそう激しいものとなった。国家神道が宗教であるかどうかを議論する権利さえ否定された。朝鮮における神社をめぐる嵐が吹き荒れ始めた一九三六年、平安南道内務部長は声明文を発した。(声明文の英訳)この声明やその他類いの命令が朝鮮におけるキリスト教を危機に陥れ、多くの学校の閉鎖と、キリスト教団体に属する外国人宣教師の朝鮮からの撤退に帰結した。

ホルトムは、さらに続けて「政府の指導者の掌中にある神道は、政治的軍事的支配のエージェントとなることによって、はじめて新領土に膨張することが可能となった」のであり、「体系的な従属化」の圧力にさらされた日本人にとって「神道の恩恵とは、警察力で人を従わせる政治的規律化 political regimentation にほかならない」と論じている。<sup>(37)</sup> この文章が、日米の交戦状態の中で書かれたことに留意しなくてはならない。しかし、前節で述べたことから、ホルトムの指摘は、日本への敵意を煽るために誇張されたものではなく、朝鮮における状況を的確に要約したものと評価することができる。また、こうした立論の前提として、宣教師同士のあいだで手紙のやりとりがなされたことや、三六年二月にソルトーが東京を訪れた時にホルトムと夜を徹して議論したことなど、多くの情報を得ていたことを指摘しておきたい。ホルトムは、日本内地に居住しながらも、朝鮮における神社参拝問題を「目撃」していたのである。

ただし、ホルトムの見解は、決して日本在住宣教師の見解を代表するものではなかった。むしろ神社非宗教論を容認して参拝を認める傾向が大勢であったと言ってよい。その一人として、ソルトーらと同じ北長老派の宣教師で、明治学院や日本神学校で教えていたアウグスト・ライシャワー A. K. Reishauer——戦後に駐日大使となるエドウィン・ライシャワー E. O. Reishauer の父——をあげることができる。ソルトーが東京を訪問した際には、ライシャワーは、朝鮮の状況に大いに同情しながらも、文部次官通牒を持ち出して日本の官僚は宗教に関心がないのであり、単に国民的な愛国主義の象徴として神社を維持したがっているのだと語っている。<sup>(38)</sup> 両者の見解に隔たりがあったことは明らかである。ライシャワーはまた、平和運動家ウォルサー T. D. Walser とともに、東京滞在中のエドソン領事に次のように語っている。朝鮮における長老派宣教師、特に平壤在住宣教師は長老派の中でもファンダメンタリスト的傾向のもっとも強い人びとであり、神学的にも保守的である。日本人にとって敬礼 bowing は日常的な挨拶に過ぎないのであり、朝鮮の宣教会がこの問題で闘おうとしているのは間違っ

ている。朝鮮の宣教師はもっぱら朝鮮人の中で活動しているために、日本の愛国的な団体が神社不参拝は宗教的理由によるものではなく政治的理由によるものであると宣伝するのを、いっそう容易にしてしまうだろう。<sup>(39)</sup>

ここでライシャワーが、神学的な立場の相違について言及していることに着目しよう。二〇年代から三〇年代にかけて、米国人宣教師の世界では神学的に保守的なファンダメンタリストと、リベラルなモダニストとの対立が激しくなりつつあった「小樽山二〇五」。宗教学者として日本の仏教研究も進めていたライシャワーは、後者の立場から神社非宗教論を容認しているわけである。それは、単に政治的妥協として導き出された見解ではなく、非西洋世界における宣教師の役割への批判と、日本の歴史や社会に対する一定の「共感」に支えられたものであった。プリンストン大学神学部などで行った講演の記録である『日本における課題』(一九二六年)には、そうした彼の思想がよく示されている。<sup>(40)</sup> この書でライシャワーは、次のように論じている。

西洋文明は、アジアの精神世界を破壊してきた。「西洋人が考える意味での進歩を東洋の人びとが成し遂げたとしても、しばしばこれは自分たち自身の精神的文化の解体という現象を付随していた」(二六頁)。日本人のように西洋文明を必死に取り入れようとした人びとも、世界の富の圧倒的多くが「白人の西洋 White West」の手にあるという冷徹な事実気づかざるをえなかった。そのために、西洋の事物への尊敬を失って、自分たち自身の精神的伝統に関心を向け始めている。宣教師も、日本人の宗教に無関心でいることはできない。日本人の宗教は神道・仏教・儒教が合体しているが、その中で「神道の大部分は宗教的発達において驚くほど低い水準にある」(八〇頁)。しかし、近代思想により再解釈された神道は、天皇と国家への忠誠心を吹き込むのに成功している。神道には、さまざまな神々を祀る宗教としての神道と、国民的英雄や皇族を祀る、「愛国心のカルト cult of patriotism」としての神道が存在するのであり、後者は、米国におけるリンカーン記念館のようなものである。かつてキリスト教は神への忠誠を誓うために国家の敵とみなされていたが、日露戦争に際して日本人キリスト教

徒が忠誠心を示したことによって状況は改善された。同様に、「神道における最善のもの、すなわち、かつては宣教の障害となった忠誠心を、キリスト教的なメッセージへの真実の通路となるように転換させ、昇華させることが可能である」(八七頁)。

このようにライシャワーは、日本人の「忠誠心」を宣教の障碍として敵視するのではなく、むしろそれを通路としてキリスト教を広めていくべきだと考えていたわけである。彼の見解は、「白人の西洋」への批判を含む点で確かに「リベラル」である。ただし、朝鮮人に対しても国家への忠誠心を求めるのを当然のこととみなしている点では、マッキューンら「ファンダメンタリスト」的傾向の強い宣教師と大差ない。他方、加藤玄智も、朝鮮人に忠誠心を求めることを当然とみなしていた。要するに、忠誠心を求める形式として神社参拝が適切であるか否か、それを「宗教的」行為とみなすか否かという点で判断が異なっていたに過ぎないとも言える。植民地主義そのものを批判の俎上に載せたホルトムを別とすれば、神社参拝をめぐって相互に敵対していた人びとも、朝鮮人に対しては共犯的な関係を築いていたと評することができる。

#### まとめにかえて——「国家神道」概念における帝国の痕跡

朝鮮における神社参拝の強要は、軍の意向を背景とする、国家暴力として遂行された。神社の「宗教的」性格について論理的な一貫性をもった説明すらなされることはなく、「殺すぞ」というヒステリックな叫び声と、神社参拝をしないならば学校の運営に不利益を与えるという威嚇によって、「神社参拝か、学校廃校か」という二者択一しかありえない状況に人びとを追い込み、引き裂いていった。このプロセスで神社参拝問題が米国との外交的な懸案事項となる可能性もあったが、総じて、米国人宣教師は自らの「宗教的」良心、外交官は米国の「利

益」を守るという原則を優先させた。そのおかげで、総督府は、巧みに外交問題になることを避けながら、米国人と朝鮮人が築いてきた協力関係を瓦解させることに「成功」した。かくして、膨大な「内部の敵」を抱えるとみなされた朝鮮において、「敵」と「味方」を峻別する政治的規律化が一般化されていくこととなった。

それでは、米国が主導した「戦後改革」において、朝鮮における神社参拝問題の経験はどのようにふまえられるいは、忘却されたのだろうか。詳細な論証は他日を期さなくてはならないが、以下に仮説的な展望を記しておくことにしたい。

一九四五年一月、占領軍総司令部は、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、いわゆる「神道指令」を発した。今日、この指令の中の「国家神道 State Shinto」という概念の曖昧さが、多くの研究者によって指摘されている[島薮二〇〇二]。確かに、この概念は、一方では「非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派」として狭義の意味で用いられており、他方では公立学校で神道の教義を教えることなど広義の意味で用いられている。満洲事変以後に神社と学校との連携が強められた事実はあるにしても、「国家神道」という概念に、学校教育をめぐる問題まで含めてしまうのは適切ではない。この点は、四六年からGHQ民間情報教育局宗教課に勤務したウッドワード W. P. Woodward——三五年一月までアメリカン・ボードの宣教師としてソウルに滞在していた経歴を持つ——が、広義の「国家神道」は神道の一種形式ではない以上、「国体のカルト Kokutai Cult」として把握すべきだったと述べる通りである<sup>(4)</sup>。

占領軍の文書で「国家神道」という概念が多義的な意味をはらむようになったのは、単に概念の混乱によるものとは思えない。天皇制を温存しつつ利用する方針だったからこそ、「神道指令」に多くのことを盛り込まざるをえなかったと考えられる。天皇制の存廃問題については、戦中から國務省で議論が行われ、元國務省極東部長ホーネベック S. K. Hornbeck らが廃止論を唱える一方、元駐日大使グルーらが存続論を唱えたことが知られて

いる「五百旗頭一九八五」。小稿との関連で着目したのは、タカシ・フジタニ T. Fujitani の発見した、エドウィン・ライシャワーの意見書である。若き学究エドウィン・ライシャワーは四二年に「対日政策についてのメモランダム」を起草し、予想される「戦後」において「イデオロギー闘争に勝利」し、「協力的な集団を我々の側に引き入れる」ために、天皇を米国の「傀儡」として利用する必要を説いた「フジタニ二〇〇〇」。日本人のナショナリズムを認め、温存し、それをさらに高次の目的のために利用する……。これは、アウグスト・ライシャワーの見解と相似している。もとより、アウグストにとって高次の目的は「キリストのメッセージ」を伝えることだったのに対して、エドウィンにとっては米国が日本との「イデオロギー闘争に勝利」することだという違いは存在した。一般的に、親子だからといって思想が継承されるとは限らない。しかし、三〇年代から四〇年代の米国において宣教師の知見が日本関係の重要な情報源となったことを考えれば、両者の思考に共通点が生じるのは不思議ではない。仮説的展望としては、アウグストやグルーの神社参拝容認論が、「傀儡」としての天皇利用論を紹介して、天皇制温存論へとつながっていく筋道を見出すことができるのではないかと思われる。

右の点を確認した上で、「国家神道」という概念には植民地朝鮮における暴力の痕跡も刻み込まれていることも指摘しておきたい。占領軍が「神道指令」の起草にあたって重要な手がかりとしたのは、ホルトムの執筆した神道に関する勧告書であり、「国家神道」という概念にはホルトムの State Shinto、および加藤玄智の「国家的神道」という概念の影響のあることが指摘されている「大原一九九三」。ホルトムは、『近代日本と神道ナショナリズム』の戦後に増補した部分では、いわゆる「天皇人間宣言」による天皇の神聖性の否定によって国家神道は解体するだろうと楽観的な見通しを抱いているし、朝鮮の神社参拝問題にも言及していない。しかし、ホルトムにおける国家神道という概念は、単に国家的な管理下にある神道という意味ではなかった。それは、「政治的軍事的支配のエージェント」であり、「命令する」「殺すぞ」という叫び声とともに体系的かつ暴力的に行われる規律

化の実践であった。ベンヤミンの表現を借りるならば、国家神道とは、人間にとって「繊細な領域へも盲目的に泥足をつっこみ」「権限をも逸脱して粗暴きわまる干渉<sup>(42)</sup>」を行うものなのだ。ホルトムの国家神道論には、朝鮮における神社参拝問題を「目撃」してしまった者の心の震えが含まれている。それは、不完全ながらも、神社参拝において屈従を迫られた朝鮮人の恐怖と憤りを伝える伝声管の役割を果たしている。「国家神道」という概念の中から、米国の天皇制温存政策によって埋もれてしまった、帝国の痕跡を掘り起こさねばならない。

- (1) 「内部の敵」という概念について、「文二〇〇五」にも大きな示唆を受けている。
- (2) 日本と欧米列強の「敵対的な共犯関係」について考察する必要性に関しては、「駒込二〇〇五b」を参照。
- (3) 北長老派宣教会の文書を用いた研究として、「澤一九九一、李省展二〇〇六」などがある。また、米国国務省文書については「李萬烈編二〇〇三」、米国北長老派宣教会の文書については「李萬烈編二〇〇四」で関係史料を復刻しているが、所収されていない史料もあるので原典にあたることを原則とした。
- (4) 「天主教徒タル学生生徒児童ノ神社参拝ニ関スル件」〔学校教練 自昭和七年二月至昭和十五年七月〕第二冊、国立公文書館所蔵。
- (5) 朝鮮憲兵隊長報告書『大正八年朝鮮騒擾事件状況』一九一九年(市川正明編『三・一独立運動』第三巻、原書房、一九八三年、四三〇頁)。
- (6) 神田正種「鴨緑江」一九五〇年(小林龍夫・島田俊彦編『現代史資料7 満洲事変』みすず書房、一九六四年、四六五頁)。
- (7) J. C. Grew to the Secretary of State, December 1, 1932, State Department Archives, Central Decimal Files (The U. S. National Archives and Records Administration, College Park, hereafter SDA), 395, 1163/8.
- (8) J. C. Grew to J. K. Davis, November 28, 1932, in Paul Kesaris ed., *Confidential U. S. Diplomatic Post Records, Japan: 1930-1941, Part 3, Microfilm Section A, Reel 6*.
- (9) J. C. Grew to the Secretary of State, October 4, 1933, SDA, 395, 1163/14.

- (17) J. G. Holdcraft to J. H. Nicol, September 27, 1935, Archives of Presbyterian Church in USA (Presbyterian Historical Society, Philadelphia, hereafter APCUSA), RG140, Box12, File14. 以下、ハローズ番付(RG)は共通であるのを省略し、BOX番付とFile番付を12-14とあらわすことに記す。
- (18) G. S. McCune to C. B. McAfee, December 20, 1935, APCUSA, 12-14; J. G. Holdcraft to C. B. McAfee, APCUSA, November 25, 1935, APCUSA, 12-14.
- (19) J. G. Holdcraft to C. B. McAfee, December 18, 1936, APCUSA, 12-14.
- (20) 『うさぎ』第五巻第一二号、一九三五年一月。本資料について、樋浦郷子氏(京都大学大学院)のご厚意により入手することができた。記して謝意を表したい。
- (21) 『東亜日報』一九三五年二月七日、九日、十一日、十三日、十四日(富坂キリスト教センター編『日韓キリスト教関係史料Ⅱ』新教出版社、一九九五年、四六八―四七五頁)。
- (22) Dear Friends' letter of G. S. McCune, December 30, 1935, APCUSA, 12-14.
- (23) Notes of Conference of December 30th, 1935, APCUSA, 12-17, W. R. Langdon to J. C. Grew, January 6, 1936, SDA, 395, 1163/24.
- (24) G. S. McCune to N. Yasutake, January 18, 1936, APCUSA, 12-15.
- (25) T. S. Soltan to C. B. McAfee, January 25, 1936, APCUSA, 12-15.
- (26) W. R. Langdon to J. C. Grew, February 28, 1936, SDA, 395, 1163/28.
- (27) 押野画「平壤キリスト教学校神社不参拝問題の経緯」『朝鮮及滿洲』三四一号、一九三六年四月。
- (28) W. R. Langdon to J. C. Grew, March 24, 1936, SDA, 395, 1163/30.
- (29) 外務省編『日本外交文書』第四三巻第一冊、一九六一年、一一七―一七頁。
- (30) (no title), March 9, 1936, SDA, 395, 1163/27.
- (31) U. W. Underwood to C. B. McAfee, February 5, 1936, APCUSA, 12-16.
- (32) Report of the Board's Commission to Chosen Regarding the Shrine Question by J. B. Rogers and P. R. Abbott, 1936, APCUSA, 12-15.

- (26) T. S. Soltan to C. B. McAfee, February 18, 1936, APCUSA, 12-15.
- (27) A. W. Edson to J. C. Grew, July 6, 1936, SDA, 395, 1163/38.
- (28) 『半田一成日記』なまこ書房、一九七〇年、一〇五―一頁。
- (29) R. Cory to E. R. Dickover, October 9, 1936, SDA, 395, 1163/41.
- (30) H. K. Lee to G. S. McCune, March 20, 1937, APCUSA, 12-21.
- (31) 注29と同。
- (32) 拓務省管理局「外地とキリスト教」一九三八年一月『本邦ニ於ケル宗教及布教関係雑件 外地宗教要覧』外務省外史史料館所蔵。
- (33) 釜山府『例規集(学事関係)』一九三九年、八〇頁。
- (34) 加藤玄智『神道の宗教発達史的研究』中文館書店、一九三五年、一一頁。
- (35) J. G. Holdcraft to C. B. McAfee, January 24, 1936, APCUSA, 12-17.
- (36) D. C. Holton, "Modern Shinto as State Religion," in P. S. Mayer ed., *The Japan Mission Yearbook*, the 28th issue, (Tokyo: Kyobunkwan, 1930), pp. 60-61.
- (37) D. C. Holton, *Modern Japan and Shinto Nationalism*, (Chicago: University of Chicago Press, 1943), pp. 166-168. なお、本書の改訂版の日本語訳が、D・C・ホルトム『日本と天皇と神道』(深澤長太郎訳、追通書院、一九五〇年)として刊行されているが、誤訳が多いため訳文は採用しなかった。
- (38) 注27と同。
- (39) A. W. Edson to J. C. Grew, July 6, 1936, SDA, 395, 1163/38.
- (40) August Karl Reischauer, *The Task in Japan: a Study in Modern Missionary Imperatives*, (New York, Chicago, London and Edinburgh: Fleming H. Revell, 1926).
- (41) W. P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*, (Leiden: E. J. Brill, 1972), p. 11.
- (42) ウォルター・ベンヤミン『暴力批判論』野村修編訳、岩波書店、一九九四年、四三―四四頁。

## 参考・参照文献

- 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、一九八五年。
- 李省展『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代——ミッションスクールの生成と植民地下の葛藤』社会評論社、二〇〇六年。
- 李萬烈編『神社参拝問題英文資料集Ⅰ』ソウル、韓国基督教歴史研究所、二〇〇三年。
- 『神社参拝問題英文資料集Ⅱ』ソウル、韓国基督教歴史研究所、二〇〇四年。
- 五百旗頭真『米国の日本占領政策(上・下)』中央公論社、一九八五年。
- 磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜——宗教・国家・神道』岩波書店、二〇〇三年。
- 大原康男『神道指令の研究』原書房、一九九三年。
- 韓国基督教歴史研究所『韓国キリスト教の受難と抵抗』韓哲曦・蔵田雅彦監訳、新教出版社、一九九五年。
- 小檜山ルイ『アメリカにおける海外伝道研究の文脈とその現在』『国際日本文化研究センター紀要 日本研究』第三〇集、二〇〇五年。
- 駒込武『一九三〇年代台湾におけるミッション・スクール排撃運動』『岩波講座 近代日本の文化史7』岩波書店、二〇〇二年。
- 『一九三〇年代台湾・朝鮮・内地における神社参拝問題』『立教学院史研究』第三号、二〇〇五年a。
- 『「帝国のはざま」から考える』『年報日本現代史』第一〇号、二〇〇五年b。
- 澤正彦『未完 朝鮮キリスト教史』日本基督教団出版局、一九九一年。
- 島蘭進『国家神道と近代日本の宗教構造』『宗教研究』第三二九号、二〇〇一年。
- 趙寿玉・渡辺信夫『神社参拝を拒否したキリスト者』新教出版社、二〇〇〇年。
- 富山一郎『戦場の記憶』日本経済評論社、一九九五年。
- 長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係——朝鮮独立運動とアメリカ一九二〇—一九三二』平凡社、二〇〇五年。
- フジタニ・タカシ『ライシャワー元米国大使の傀儡天皇制構想』『世界』第六七二号、二〇〇〇年三月。
- 文富斌『失われた記憶を求めて——狂気の時代を考える』板垣竜太訳、現代企画室、二〇〇五年。
- 山口公一『植民地期朝鮮における神社政策——「文化政治」期を中心に』『朝鮮史研究会論文集』第四三集、二〇〇五年。

# 4 岩波講座 アジア・太平洋戦争

---

【編集委員】

倉沢愛子

杉原達

成田龍一

テッサ・モーリス・スズキ

油井大三郎

吉田裕

## 帝国の戦争経験

岩波書店

認してきたのである。

二一世紀を迎え、「唯一の被爆国」の壁は、在外被爆者の力によって、ようやく外側から壊されはじめた。今なお続く被爆者援護法の平等適用を求める在外被爆者の闘いと、日本の過去清算を求める在韓・在朝・在中被爆者の闘いが、「唯一の被爆国」の壁を完全に崩し、国籍や国境を越えたすべての被爆者が一つになる場を作り出せるなら、そのとき被爆者たちは、アメリカの原爆投下責任を追求する大きな力を手にし得るだろう。

しかし、被爆者にもはや時間の余裕はない。多くの人々の関心と協力なくしては、「二度とこのような不幸と不条理が地球上で再発されないように」との願いは叶わない。

#### 参考・参照文献

市場淳子『新装増補版 ヒロシマを持ちかえた人々——「韓国」の広島——はなぜ生まれたのか』凱風社、二〇〇五年。  
強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会編『中国人被爆者・癒えない痛苦——獄中被爆の真相を追う』明石書店、一九九五年。

倉本寛司『在米五十年 私とアメリカの被爆者』日本図書刊行会、一九九九年。

袖井林二郎『私たちは敵だったのか——在米被爆者の黙示録』岩波書店(同時代ライブラリー)、一九九五年。

長崎在日朝鮮人の人権を守る会『朝鮮人被爆者——ナガサキからの証言』社会評論社、一九八九年。

『三菱広島・元徴用工被爆者裁判高裁判決をめぐる——在外被爆者の支援・運動、現状、意義と課題』三菱広島・元徴用工被爆者裁判を支援する会、二〇〇五年。

森田隆・森田綾子『ブラジル・南米被爆者の歩み——あの日がすぎて、巡りくる日々とともに』「ブラジル・南米被爆者の歩み」刊行委員会、二〇〇一年。

#### 〈執筆者〉

杉原 達(すぎはら とおる) 1953 年生。大阪大学教授  
近藤正己(こんどう まさみ) 1949 年生。近畿大学教授  
早瀬晋三(はやせ しんぞう) 1955 年生。大阪市立大学教授  
駒込 武(こまごめ たけし) 1962 年生。京都大学助教授  
内海愛子(うつみ あいこ) 1941 年生。恵泉女学園大学教授  
飛田雄一(ひだ ゆういち) 1950 年生。(財)神戸学生青年センター館長  
安井三吉(やすい さんきち) 1941 年生。神戸華僑歴史博物館研究室長  
永井 均(ながい ひとし) 1965 年生。広島市立大学広島平和研究所講師  
成田龍一(なりた りゅういち) 1951 年生。日本女子大学教授  
小林知子(こばやし ともこ) 1964 年生。福岡教育大学助教授  
森 宣雄(もり よしお) 1968 年生。大阪大学大学院  
傅 琪 貽(フ テイ) 1948 年生。台湾・国立政治大学教授  
藤 永 壯(ふじなが たけし) 1959 年生。大阪産業大学教授  
丸川哲史(まるかわ てつし) 1963 年生。明治大学講師  
高 媛(こう えん) 1972 年生。日本学術振興会・外国人特別研究員  
市場淳子(いちば じゅんこ) 1956 年生。「韓国の原爆被害者を支援する市民の会」会長

岩波講座 アジア・太平洋戦争 4

第4回配本(全8巻)

#### 帝国の戦争経験

2006 年 2 月 23 日 第1刷発行

発行者 山口昭男

発行所 岩波書店 〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5  
電話案内 03-5210-4000 <http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・精興社 製本・松岳社

© 岩波書店 2006 Printed in Japan

ISBN 4-00-010506-X